

平成18年4月1日から

障害者自立支援法が施行されます

・・・障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して・・・

●障害者自立支援法のポイント●

- ①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編。
- ②障害のある方々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供。
- ③サービスを利用する方々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実。
- ④就労支援を本格的に強化。
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化。



●福祉サービスに係る自立支援給付等の体系●

	現行サービス	新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ（身・知・児・精）	居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付
	デイサービス（身・知・児・精）	重度訪問介護	
	ショートステイ（身・知・児・精）	行動援護	
	グループホーム（知・精）	重度障害者等包括支援	
	重症心身障害児施設（児）	児童デイサービス	
施設サービス	療護施設（身）	短期入所（ショートステイ）	訓練等給付
	更生施設（身・知）	療養介護	
	授産施設（身・知・精）	生活介護	
	福祉工場（身・知・精）	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	
	通勤寮（知）	共同生活介護（ケアホーム）	
	福祉ホーム（身・知・精）	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	
	生活訓練施設（精）	就労移行支援	
		就労継続支援（雇用型・非雇用型）	
		共同生活援助（グループホーム）	
		移動支援	
	地域活動支援センター	地域生活支援事業	
	福祉ホーム		

（注）表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

●障害に係る公費負担医療●

現行	見直し後
精神通院医療 （精神保健福祉法）	自立支援医療制度 ●支給認定の手続きを共通化 ●利用者負担の仕組みを共通化 ●指定医療機関制度の導入 ●医療の内容や、支給認定の実施主体 [※] については、現行どおり ※精神通院医療、育成医療は都道府県 更生医療は市町村
更生医療 （身体障害者福祉法）	
育成医療 （児童福祉法）	

平成18年4月に新体系に移行

自立支援医療の利用者負担と軽減措置

基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる方々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」）にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。

世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となります。

入院時の食費（標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。

●自立支援医療の対象者、自己負担の概要●

①対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）

②給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担。ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。また、入院時の食費（標準負担額）相当については原則自己負担。

一定所得以下		中間所得層		一定所得以上
生活保護世帯	市町村民税非課税 本人収入が80万円以下	市町村民税非課税 本人収入が80万円超	市町村民税（所得割） 2万円未満	市町村民税（所得割） 20万円以上
生活保護 負担 0円	低所得 1 負担上限月額 2,500円	低所得 2 負担上限月額 5,000円	中間所得	
			負担上限月額 10,000円	負担上限月額 40,200円
			高額治療継続者（「重度かつ継続」） ^{※1}	
			中間所得層 1 負担上限額 5,000円	中間所得層 2 負担上限額 10,000円
			一定所得以上 （重継） ^{※2} 負担上限月額 20,000円	

※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。

- ①疾病、病状等から対象となる者
- 更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能又は免疫機能障害の者
- 精神通院医療 総合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
- ②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者。医療保険の多数該当者の者。

※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置は、施行後3年間を経た段階で医療実態等を踏まえて見直す。

詳しいことは、お問合せください。

問い合わせ

保健福祉課 社会福祉係 ☎46-5113（保健センター内）
歌津総合支所 健康福祉課 生活福祉係 ☎36-3929